程	
速度	

に、

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置
エスカレーターの制動装置の構造
昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置の構造
エスカレーターの踏段の構造
エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造

を

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置
エスカレーターの踏段の構造
エスカレーターの取付け部分の構造方法
エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造
エスカレーターの制動装置の構造
昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置の構造

に改め、同条第四項の表二中二十一項を二十二項とし、(干)項を二十一項とし、(丸)項を(干)項とし、(大)項の次に次の一項を加える。

(丸)	令第百二十九条の十二第一項第六号の認定を受けたものとする構造のエスカレーター
	令第百二十九条の十二第一項第六号に係る認定書の写し

第一条の三第五項の表一(九)の項中「(丸)項及び(干)項」を「(干)項及び二十一項」に改め、同表(十)の項中二十一項を二十二項に改める。

第二条の二第二項の表(六)の項中「(丸)項及び(干)項」を「(干)項及び二十一項」に改め、同表(七)の項中二十一項を二十二項に改める。

第三条第一項の表二(五)の項中

エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造	

を

エレベーターの荷重	
エレベーターのかごの積載荷重及びその算出方法	
エレベーターのかごの床面積	

に、

エレベーターの荷重を算出した際の計算書	
エレベーターの各部の固定荷重	
エレベーターのかごの積載荷重及びその算出方法	
エレベーターのかごの床面積	

を

エレベーターの荷重を算出した際の計算書	
エレベーターの各部の固定荷重	
エレベーターのかごの積載荷重及びその算出方法	
エレベーターのかごの床面積	
エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造	
エレベーターの釣合おもりの構造	
エレベーターの荷重	

を

エスカレーターの位置	
エスカレーターの勾配及び揚程	
エスカレーターの踏段の定格速度	
保守点検の内容	

に、

エスカレーターの仕様書	
各階平面図	
エスカレーターの仕様書	エスカレーターの位置
	エスカレーターの勾配及び揚程
	エスカレーターの踏段の定格速度
	保守点検の内容

を

令第百四十三条第二項において準用する令第百二十九条の四第三項第六号又は第七号の規定に適合することの確認に必要な図書	
令第百四十三条第二項において準用する令第百二十九条の四第三項第六号の構造計算の結果及びその算出方法	
令第百四十三条第二項において準用する令第百二十九条の四第三項第七号の構造計算の結果及びその算出方法	

を

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置	
エスカレーターの制動装置の構造	
昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置の構造	
エスカレーターの踏段の構造	
エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造	

を

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置	
エスカレーターの踏段の構造	
エスカレーターの取付け部分の構造方法	
エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造	
エスカレーターの制動装置の構造	
昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置の構造	

に改め、同表(六)の項中

遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分の位置及び構造	

を

遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分の位置及び構造	
遊戯施設の釣合おもりの構造	

に、

遊戯施設の使用材料表	
遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分に用いる材料の種別及び厚さ	

を

令第百四十四条第二項において準用する令第百二十九条の四第三項第六号の規定に適合することの確認に必要な図書	
令第百四十四条第二項において準用する令第百二十九条の四第三項第六号の構造計算の結果及びその算出方法	
令第百四十四条第二項において準用する令第百二十九条の四第三項第七号の構造計算の結果及びその算出方法	
遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分に用いる材料の種別及び厚さ	